

箕面市監査基準

(令和二年四月三日監査委員規程第一号)

(趣旨等)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第九十八条の四第一項の規定により監査委員が定める監査基準については、この基準の定めるところによる。

2 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、本市の事務の管理及び執行等について、法令及び例規に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(職務の遂行)

第二条 監査委員は、この基準に従い、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、職務の遂行によって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、市長等に提出するものとする。

(倫理規範)

第三条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則つてその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第四条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第五条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持し、及び確保するため研鑽けんさんに努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽けんさんに努めさせるものとする。

(監査等の範囲及び目的)

第六条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

一 財務監査（法第百九十九条第一項の規定による監査をいう。） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令及び例規に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

二 行政監査（法第百九十九条第二項の規定による監査をいう。） 事務の執行が法令及び例規に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

三 財政援助団体等監査（法第百九十九条第七項の規定による監査をいう。） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

四 例月出納検査（法第二百三十五条の二第一項の規定による検査をいう。） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

五 決算審査（法第二百三十三条第二項及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第二項に規定する審査をいう。） 決算その他関係書類が法令及び例規に適合し、かつ正確であるか審査すること。

六 基金運用審査（法第二百四十一条第五項に規定する審査をいう。） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

七 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項及び第二十二条第一項に規定する審査をいう。） 健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令及び例規に適合し、かつ正確であるか審査すること。

2 前項第一号に規定する財務監査及び同項第二号に規定する行政監査は、併せて行うものとし、法第九十九条第四項の規定による定期監査として各部局、施設及び工事の対象別に行うものとする。ただし、同条第五項の規定による随時監査を妨げない。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（質の管理）

第七条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するよう努めるものとする。

2 監査委員は、前項の質の確保のため、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

3 監査委員は、次条の監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果のうち監査等の種類に応じて監査委員が必要と認める事項を監査調査等として作成し、文書保存期間に応じて保存するものとする。

（監査計画）

第八条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査等の結果、監査等の結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合は、必要に応じて適宜、監査計画を変更するものとする。

（リスクの識別と対応）

第九条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第十条 監査委員は、前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の実施手続）

第十一条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

（監査等の証拠入手）

第十二条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合は、適宜、監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第十三条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（監査専門委員の選任）

第十四条 監査委員は、予算の範囲内において、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

（他の監査等を行う者との連携）

第十五条 監査委員は、監査等の実施に当たっては、効率的かつ効果的に実施することができるよう、他に監査その他類似行為を行う者と必要に応じて連携の上情報収集を図るよう努めるものとする。

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第十六条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査（以下「財務監査等」という。）に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会に提出しなければならない。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができる。

3 監査委員は、前項の報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

4 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出しなければならない。

5 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出しなければならない。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第十七条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

一 この基準に準拠している旨

二 監査等の種類

三 監査等の対象

四 監査等の実施場所及び日程

五 監査等の着眼点

六 監査等の主な実施内容

七 監査等の結果

2 前項第七号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

一 財務監査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令及び例規に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

二 行政監査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令及び例規に適合し、正

確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

三 財政援助団体等監査 前項第一号から第六号までの記載事項のとり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

四 例月出納検査 前項第一号から第六号までの記載事項のとり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

五 決算審査 前項第一号から第六号までの記載事項のとり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令及び例規に適合し、かつ、正確であること。

六 基金運用審査 前項第一号から第六号までの記載事項のとり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令及び例規に適合し、かつ正確であること。

3 第一項第七号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に依じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものと

する。

(合議)

第十八条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- 一 財務監査等監査果に関する報告の決定
 - 二 財務監査等の結果に関する報告に添える意見の決定
 - 三 財務監査等監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - 四 決算審査に係る意見の決定
 - 五 基金運用審査に係る意見の決定
 - 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、財務監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(財務監査等に係る公表)

第十九条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表しなければならない。

- 一 財務監査等の結果に関する報告の内容
- 二 財務監査等の結果に関する報告に添える意見の内容
- 三 財務監査等の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第二十条 監査委員は、財務監査等の結果に関する報告を提出した者及び財務監査等の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表しなければならない。

2 監査委員は、財務監査等の結果に関する報告を提出した者及び財務監査等の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

(委任)

第二十一条 この基準の実施に関し必要な事項は、監査委員の合議により別に定めるものとする。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、令和二年四月一日以後に行う監査、検査、審査その他の行為について適用する。